別紙　　令和元年度社会福祉施設（老人福祉施設）指導監査指摘事項（法令事項等）

|  |
| --- |
| 指摘事項（根拠規定） |
| （施設運営）◎事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。　【平成11年厚生省令第46号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第31条第１項】【平成20年厚生労働省令第107号「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第33条第１項】◎事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的（年２回以上）に行うとともに，その記録を作成すること【平成24年広島県条例第8号老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第1項第3号】【平成30年5月21日広島県健康福祉局長通知「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について」第４－１８－(４)】◎事故防止検討委員会において，事故の原因について検証すること【平成24年広島県条例第８号老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第１項第３号，第33条及び第39条で準用】【平成30年5月21日広島県健康福祉局長通知「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について」第４－１８－(２)】◎事故発生防止のための職員に対する研修は，定期的に（年２回以上）開催すること。【特養設備運営基準条例第23条第1項第3号】【平成12年老発第214号特養運営基準について第4－17－(4)】◎入所者に対する処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町に連絡すること。【平成24年広島県条例第８号老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第２項，第33条及び第39条で準用】◎入所者に対する処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町へ連絡すること。【平成24年広島県条例第７号老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第２項】【平成30年５月21日広島県健康福祉局長通知「老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について」第５－15－(３)】◎消火訓練は，年２回以上実施すること。【消防法施行規則第3条第10項】【昭和62年９月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について6－(1)】◎消火訓練及び避難訓練を年２回以上実施すること。またそのうち年１回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。【消防法施行規則第3条第10項】【昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」６－（１）】 |
| 指摘事項（根拠規定） |
| ◎夜勤の介護職員に対して，半年に１回の健康診断を実施すること。【労働安全衛生法66条１項】◎介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては，６か月以内ごとに一回，定期に医師による腰痛の健康診断を実施すること。【平成６年社援施第169号「社会福祉施設における腰痛予防対策の推進について」４－(1)】◎一般浴槽の浴槽水について，レジオネラ菌の水質検査を年１回以上行うこと。【社会施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について】（入所者処遇）◎職員に対し，その資質向上のための研修を確保すること。また，新規採用者に対して，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止等に係る研修を実施すること。【平成24年広島県条例第８号老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第９条第２項，第10条第２項第３号】◎身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に行うとともに，その記録を作成すること【平成30年5月21日広島県健康福祉局長通知「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について」第4－3－(4)】◎身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催すること。【平成24年広島県条例第７号老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第６項第１号】◎給与規程に前歴換算表を整備すること。【労働基準法第89条】【社施第110号「昭和49年度社会福祉施設の運営指導について」3-（1）】◎パートタイム職員の期末勤勉手当の支給についても，給与規程に整備すること。【労働基準法第89条】【社施第110号「昭和49年度社会福祉施設の運営指導について」3-（1）】◎預り金について，施設長による確認及び本人又は身元引受人への報告を行うなど，管理規定に基づいた管理をすること。【平成15年10月23日広島県福祉保健部長通知「社会福祉施設入所者からの預り金の管理について」】◎検食について，食事提供後に実施されているものがあるため，食事提供前に実施すること。【平成24年広島県規則第42号老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第4条第1項】【平成30年5月21日広島県健康福祉局長通知「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について」第4－5－（2）】 |